

作品任意登記試行弁法（作品自願登記試行办法）

中華人民共和國國家版權局 1994.12.31 公布 1995.1.1 施行

2006.3.1 創作完成 2006.4.6 最終更新 萩原 有里 譯 <http://commentaries.asia>

(利用許諾) 次に掲げる 3 つの条件を 遵守する場合に限り、下記の著作物を自由に複製、頒布 (有償であるものを除く)、展示、口述、上映、公衆送信、リンクしていただけます。1. 作者の氏名及び本 HP の URL を 明記する。2. 形式の如何を問わず、商業上の利益及び個人的な金銭報酬を獲得又は獲得しようとし
ない。3. 利用者に当該条件を伝える。

(使用許可) 只要遵守下列三个条件，任何人均可复制、发行(有償除 外)、展示、口述、上映、使用信 息网
络公开传播或者链接下述作品:1. 注明作者姓名和网址 2. 不得以任何形式谋取或者获得商业利益以及个人金钱
报酬；3. 告诉利用人该条件。

(授權條件) 只要遵守下列三個條件，任何人均可重製、散布(有償除外)、公開展示、公開口述、公開上映、
公開傳輸或者鏈結下述著作：1. 註明作者姓名和網址；2. 不得以任何形式謀取或者獲得商業利益以及個人金錢
報酬；3. 告訴利 用者該條件。

第一条 作者又はその他の著作権者及び作品の使用者の合法的な権益を保護し、
著作権の帰属に係る著作権紛争の解決に便宜をはかり、且つ著作権紛争を解決す
るために提供する第一段階の証拠として、特に本法を制定する。

第二条 作品は任意登録とする。作者又はその他の著作権者が法に基づき取得した
著作権は、作品登録があるか否かにかかわらず、影響を受けない。

第三条 各省、自治区、直轄市の版權局は、その管轄区域内の作者又はその他の
著作権者の作品登録業務を担当する。国家版權局は外国及び台湾、香港及び澳門
の作者又は著作権者の作品登録業務を担当する。

第四条 作品登録の申請者は、作者、その他著作権を有する公民、法人又は非法人
組織、及び専有権を有する者、並びにその代理人とする。

第五条 次の各号に掲げる作品のいずれかに該当するものは、作品の登録機関は
登録を受理しない。

- ① 著作権法による保護を受けない作品
- ② 著作権の存続期間が満了した作品
- ③ 法に基づき、出版、伝播が禁止されている作品

第六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、作品の登録機関はその登録を取消するものとする。

- ① 登録後、本法第五条に該当することが発覚した場合
- ② 登録後、事実と異なることが発覚した場合
- ③ 申請者が元の作品の登録取消を申請した場合
- ④ 登録後、重複登録が発覚した場合

第七条 作者又はその他著作権を有する公民の所属管轄区は、原則的にその身分証上の住所所在地の管轄区を基準とする。法人又は非法人組織の管轄区は、その営業所の所在地の属する管轄区を基準とする。

第八条 作者又はその他の著作権者の作品登録申請には、身分証及び作品の権利帰属が明示された証明(例えば、表紙及び版權声明ページのコピー、手書原稿の部分コピー及び写真、サンプル等)を提示し、作品登録表に記入して、登録費用を納めなければならない。また、その他に、著作権者の作品登録申請には、著作権者であることが明示された証明(例えば、相続人は相続人であることの証明、委託作品の委託者は委託契約書)を提示しなければならない。専有権を有する者はその専有権に係る契約書を提示しなければならない。

第九条 作品登録は、作品登録機関の審査終了後、作品登録機関により作品登録証が交付される。作品登録証は、本弁法の付録様式に照らして登録機関が作成する。登録機関の審査期限は1か月とし、当該期限は、登録機関が、申請者が提出した登録申請資料のすべてを受領した日から起算するものとする。

第十条 作品登録表及び作品登録証には、作品の登録番号を記載しなければならない。作品登録番号の形式は、「作登字:(地区番号)-(年代)-(作品分類 番号)-(序数)」とする。国家版權局が登録を担当する作品登録番号には、地区番号が含まれない。

第十一条 各省、自治区、直轄市の版權局は、毎月その地区の作品登録状況を国家版權局に報告しなければならない。

第十二条 作品登録はコンピュータデータベースにより管理を行い、公衆に開放しなければならない。作品の調査は、調査表に記入して、調査費を納めなければならない。

第十三条 作品登録及び調査の費用の基準に関しては、別途制定する。

第十四条 録音、録画製品の登録は本弁法に照らして執行する。

第十五条 コンピュータプログラムの登録は、「コンピュータプログラム著作権登録弁法」により執行する。

第十六条 本弁法は、国家著作権局がその解釈の責任を負うものとする。

第十七条 本法は 1995 年 1 月 1 日より発効する。